

上田市森林経営管理制度森林整備事業 仕様書

本事業は、設計図書、長野県森林土木工事共通仕様書（森林整備）、治山林道必携（治山工事標準仕様）等によるほか、この仕様書により施行してください。

1.事業名：令和7年度 上田市森林経営管理制度森林整備事業業務委託
（曲尾地区・第2区・間伐、林床整理）

2.事業箇所：上田市真田町傍陽

3.事業内容及び数量：保育間伐及び林床整理 A=5.11ha 作業道補修 L=520m

間伐 A=4.33ha（樹種：スギ、カラマツ、ヒノキ）

林床整理 A=0.78ha（樹種：アカマツ、広葉樹）

4.工期関係

(1) 工期

1.工期は雨天・休日等を見込み、令和8年3月27日までとします。

2.なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含みます。

(2) 週休2日業務（月単位）

- ① 本業務は、週休2日業務（発注者指定方式）の対象業務です。
- ② 月単位の週休2日（4週8休以上）となるように現場閉所等を設定し、作業計画書に記載すること。月ごとの現場閉所等の設定日数は、暦上の土・日曜日の合計日数以上とする。
- ③ 作業計画書に従い、現場閉所等を実施すること。
- ④ 作業計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。
- ⑤ 掲示板を作成し、週休2日を実施する作業である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。
- ⑥ 現場閉所等の実施状況で、月単位の週休2日の現場閉所率等が28.5%に満たない場合は、補正分が変更対象となる。
- ⑦ 週休2日の対象外とする作業と期間は、次のとおりである。

作業	期間	備考
年末年始	6日間	
準備・片付け	作業期間	

5.間伐についての仕様

(1) 間伐エリア

全体として明るく見通しの良い林内へと整備し、景観整備・防災減災のために劣勢木を中心に伐採を行ってください。また、林内の倒木、かかり木、下層の灌木などについても、除去・整理を実施してください。

- ・間伐方法は定性間伐とし、本数伐採率は25%とします。伐倒する立木はできるだけ地際から伐倒し、残存木を損傷しないよう留意してください。
- ・伐倒後は枝払いを行ってください。
- ・転がらないように2箇所以上の支持材により接地させてください。
- ・特に傾斜地に接地する場合は、以後の転落防止として支持材を防腐処理された木杭等により固定してください。
- ・林道や登山道など人・車が通行する場所に転落する恐れがある位置への接地は避けてください。

(2) 林床整理エリア

森林内の倒木、かかり木、下層の灌木等は、除去、整理を行ってください。

6.安全の確保

- (1)事業の実施にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法並びにこれらに基づく法令、規則、通達及びチェーンソーによる振動障害防止措置に関する通達を遵守するとともに、作業従事者等が労働災害補償保険等に加入していることを確認してください。
- (2)現場代理人（専門技術者）は現場に常駐し、運営、取締りを行うとともに、発注者との連絡に支障をきたさないようにしてください。
- (3)受注者が下請契約を締結した場合、契約金額、内容にかかわらず下請人通知を提出してください。なお、この通知の提出により一括下請を認めるものではありません。
- (4)積込み作業等の各作業は有資格者が行ってください。また、安全講習や作業前ミーティングを行い、実施状況写真の提出をしてください。

7.提出書類

- (1)工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届（契約後速やかに提出）
- (2)作業記録
- (3)プロット調査に関する書類（間伐率がわかるようにすること）
- (4)実施状況写真（長野県林務部作成森林整備業務写真管理基準に準ずる）
施業前後の全景、設計書記載の施業内容（伐倒、搬出、運搬、作業道開設及び測量、プロット調査等）
- (5)その他、発注者が必要と認める資料等

8.その他の注意事項

- (1)受注者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、第三者に損害を

与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を発注者に報告してください。

(2) 通行人、通行車両等に対する安全管理、注意喚起について万全を期してください。

(3) 受注者は、事業実施にあたり、既設構造物等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じてください。既設構造物等に損傷を与えるか、やむを得ず一時除去する必要等が生じた場合は、発注者に報告のうえ、既設構造物等の管理者の承諾を受けて適切な措置を講じてください。

(4) 受注者は、事業実施により発生したごみ等を林内に放置せず持ち帰るとともに、火災予防に万全な措置をしてください。

(5) この仕様書及び契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。